

第1回赤穂市子ども・子育て会議 議事録

【日時】平成25年12月16日（月）午後2時～3時40分

【場所】赤穂市役所 6階大会議室

【出席委員】13名

古瀬徳雄委員 [関西福祉大学副学長]、藤井恵美子委員 [兵庫大学こども福祉学科准教授]、山根寿美子委員 [赤穂市主任児童委員代表]、中川尚子委員 [御崎幼稚園園長]、今津洋子委員 [有年幼稚園園長]、黒川和恵坂越小学校教頭（小山寛委員 [坂越小学校校長] の代理）、矢野由香委員 [有年保育所所長]、関尾裕子委員 [尾崎保育所所長]、川崎千春委員 [御崎保育所保護者会会長]、山路優子委員 [幼稚園PTA育成部会計監査]、玉石彩委員 [公募市民]、中川正悟委員 [公募市民]、今井眞治委員 [赤穂商工会議所専務理事]

【欠席委員】1名

岩崎由美子委員 [赤穂市地域活動連絡協議会会長]

【事務局】

健康福祉部 林直規健康福祉部長、掃部毅子育て健康課長、高平綾子保健センター所長、前田光俊子育て健康課こども支援係長

教育委員会 三谷勝弘教育次長（管理）、山本伊津子こども育成課長、藤田元春こども育成課こども育成担当係長、溝田康人生涯学習課長

【次第】

- 1 開会 赤穂市長挨拶
- 2 委員紹介
- 3 会長、副会長の選出
- 4 赤穂市子ども・子育て会議の公開について
- 5 赤穂市子ども・子育て会議条例について
- 6 子ども・子育て支援新制度について
- 7 赤穂市の子育て環境の現状について
- 8 ニーズ調査の実施について
- 9 子ども・子育て支援事業計画策定 事務スケジュール
- 10 その他
会議の開催日程について
- 11 閉会

- 1 開会 豆田正明赤穂市長挨拶

～市長～

皆様、こんにちは。皆様には、年末を控えお忙しい中、ご出席賜り誠にありがとうございます

います。また、この度は、この会議の委員をお願いしましたところ、快くお引き受けくださり、厚く御礼申し上げます。また、公募委員の二方には、応募頂きありがとうございました。今後、審議、日程等で皆様には無理をお願い申し上げることになるかと思いますが、宜しくお願いします。

さて、急速に少子化が進む中、家庭や地域を取り巻く環境は大きく変わりました。幼児期の教育及び保育は生涯にわたり人格形成の基礎を培う重要な時期であります。こうした状況を踏まえ国においては、昨年8月に「子ども・子育て関連3法」が制定され、そして、新しい子ども子育て支援制度が創設されようとしているところです。この新しい制度は、特に子どもの幼児期の学校教育・保育の一体的な提供を図るとともに、家庭における養育を総合的に支援していくというものです。赤穂市におきましても新制度に対応するため、子ども・子育て会議を設置し、平成27年度に適用されます、「赤穂市版子ども・子育て支援事業計画」を策定し、そして赤穂市の実情に合った内容にしたいと思っております。皆様にはこの策定に当たり、豊富な識見や子育ての経験さらには専門的分野からの忌たんのないご意見、審議を賜りますようよろしくお願い申し上げます。この計画を赤穂市での、安心して子どもを産み、育てることのできる大きな方向性を示すものとして取り組んでいく所存でございます。今後とも皆様のご支援とご協力を申し上げ、赤穂市の子ども達の将来の為に皆様のお力添えと、ご協力を再度お願い申し上げます。どうか、宜しくお願いします。

～事務局～

ありがとうございました。

2. 委員紹介

～事務局～

続きまして、議事2 委員紹介について、委員の皆様のご紹介をさせていただきます。資料2の赤穂市子ども・子育て条例の3ページをお開きください。番号順にご紹介をさせていただきます。選出区分と書いているものは第3条の第2項の号により、選定させて頂いております。一言ご挨拶をお願いいたします。(以下、各委員紹介)

～各委員～

(挨拶)

事務局

以上の14名の方々です。どうぞよろしくお願い申し上げます。続きまして、事務局の方を紹介致します。林健康福祉部長、(以下、事務局紹介)事務分掌につきましては、子育て全般を子育て健康課の方で、幼稚園、保育所の運営などは教育委員会こども育成課で担当しています。なお、ニーズ調査を委託している日本出版から伊藤さんに来てもらっています。本日の委員出席者は、14名中13名です。この後、説明させていただきます「赤穂市子ども・子育て会議条例」第6条第2項の「委員の過半数が出席しなければ開くことができない」とされていますが、本日は定足数を満たしていることを報告いたします。

3. 会長、副会長の選出

～事務局～

それでは、議事3の会長、副会長の選出についてでございます。計画策定を進めていくにあたり、会長、副会長を選出していただくこととなります。条例第5条第1項の規定には、子育て会議に会長、副会長を置き、委員の互選によりこれらを定めることとなっております。皆様、ご意見などございますか。

(意見なし)

意見が無いようですので、事務局案を示させていただきます。会長に赤穂市の外部評価委員会委員長など、審議会、委員会の委員などを歴任されている関西福祉大学副学長の古瀬徳雄委員に、副会長には、専門が幼児教育で、幼児教育に関する研究を数多く発表されている兵庫大学こども福祉学科准教授の藤井恵美子先生をお願いをしたいと思います。承認頂けるようでしたら、拍手をお願いします。

(拍手多数)

ありがとうございます。古瀬会長、藤井副会長、簡単にご挨拶をお願いできればと思います。

～会長～

赤穂市の子ども子育て支援事業計画の策定に向けまして、幼児教育専門の先生、さらに、現場をよく把握しておられる先生方、また、市民の意見を聞きまして、まとめさせて頂く任務に精一杯努めていきたいと思っております。宜しくお願いします。

～副会長～

ただ今、副会長という役をおおせつかりました。赤穂市子ども子育て会議が、子ども達にとって良い会になりますよう、会長と一緒に協力させていただきますので、宜しくお願いします。

～事務局～

ここで豆田市長は他の公務のため、退席させていただきます。

それでは、早速ですが会長席、副会長席に移っていただけますでしょうか。これからの議事進行については、会議条例第5条第2項の規定により会長をお願いしたいと思います。宜しくお願いします。

(会長席、副会長席へ移動)

～会長～

それでは、これより議長を務めさせていただきます。委員の皆様方のご協力をいただき会議をスムーズに進めてまいりたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。議題4 赤穂市子ども・子育て会議の公開について、資料1ですが、この会議を公開とすべきかどうかの説明を事務局に求めます。

4. 赤穂市子ども・子育て会議の公開について

～事務局～

議題4の会議の公開について説明させていただきます。赤穂市情報公開条例には、第1条の目的に「市民の知る権利を保障し、情報の開示を請求する権利を保障するとともに、情報の開示に関する施策を積極的に推進する---云々」とあります。この考え方により原則、公開と考えております。併せて公開とさせていただいた場合の公開方法について、資料1の公開要領（案）に記載しております。第1条の趣旨として、会議条例、のちほど説明させていただきます資料2の会議条例であります。補則として第9条に「子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子育て会議に諮って定める。」とあります。これにより、議事を進めております。第2条には会議開催の公表、第3条に会議の公開等について、原則公開とし、但し書きに非公開に関する事項を記載しております。第4条には、傍聴人は、10人以内とし、会議予定時刻の15分前までに申し込んで頂く事、また、議事録の公開については、第8条で非公開部分を除いて公開することとしております。なお、質問等のやり取りは、個人名ではなく、委員、事務局として公開したいと考えております。

～会長～

ありがとうございました。ただいま事務局より説明がありましたが、この件につきまして、何かご質問等がございますか。会議、議事録の公開ということですが、いかがでしょうか。ご質問等ございませんでしょうか。

～委員～

議事録を公開する時は、どういう手続で公開するのですか。

～事務局～

市の子育て健康課のホームページに開催日時、出席された委員名、議事録、会議資料を、PDF等で貼り付けて公開したいと考えております。

～会長～

他に意見も無いようですので、公開要領案のとおり決定させて頂いてよろしいですか。

（意見等無し）

それでは、公開要領案のとおり決定させていただきます。傍聴者は入室してください。

（傍聴者入室）

それでは次に進めさせていただきます。続きまして議題5、赤穂市子ども・子育て会議条例について、議題6、子ども・子育て支援新制度について、さらに議題7、赤穂市の子育て環境の現状につきまして一括して事務局より説明をお願いしたいと思います。

5. 赤穂市子ども・子育て会議条例について

～事務局～

赤穂市子ども・子育て会議条例につきましては、報告事項として説明させていただきます

す。(資料2) この条例は、子ども・子育て支援法の一部が施行されたことに伴い、子ども・子育て支援に関する施策を総合的かつ計画的に行うための必要な事項及び施策の実施状況について、調査審議を行うための合議制の機関として、「赤穂市子ども・子育て会議」を設置し、並びにその組織及び運営に関し必要な事項を定めたものであります。第2条には、所掌事務につきまして記載しており、子ども・子育て支援法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するものとしております。具体的には、1つ目として、子ども・子育て支援事業計画の策定・変更に関すること。2つ目は、認定こども園・幼稚園・保育所を給付対象として確認する際の利用定員の設定。3つ目として、同じく、家庭的保育・小規模保育・居宅訪問型保育・事業所内保育を給付対象として確認する際の利用定員の設定。4つ目として、以上の3点のほか、子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況についての審議などを行っていただきます。第3条には、組織を、委員の皆様の名簿は3ページに添付させて頂いております。また、会長は、会議の議長になる、また委員の過半数の出席がなければ開くことができないなど、を定めております。他の項については、後ほど見て頂ければと思います。以上です。

6. 子ども・子育て支援新制度について

～事務局～

はじめに内閣府のリーフレット参考資料1より説明させていただきます。(資料3) 子育てをめぐる課題について記載されております。大きく分けて3点が挙げられています。課題1として、親の働く状況の違いにかかわらず、質の高い幼児期の学校教育・保育を受けられることが望まれていること。2として、核家族化や高齢化、また地域での人間関係の希薄化などにより、家庭や地域での子育て力が低下していること。3として、都市部を中心に保育所に入れない待機児童がおり、また、一方では子どもの減少で近くに保育の施設がなくなった地域も存在する、といった課題があります。こうした中、国においては「子ども・子育て関連3法」を制定し、この課題の解決に向けて取り組んでいます。課題1への取り組みとして、質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供ということで、ここでは認定こども園の普及について書かれていますが、これから、支援事業計画策定にあたって、この会議で議論することになるかと思っております。既存の幼稚園や保育所から認定こども園への移行は、運営者の判断によるとされています。そのまま幼稚園や保育所として運営される場合や幼児教育と保育を一体的に提供する認定こども園へ移行する場合があります。課題2の取り組みとして、子育ての相談や一時預かりの場を増やすなど一層充実させるとしています。市区町村には、3,4百万の人口を抱えている市から数百人の人口しかない村もあります。それぞれの地域のニーズに応じた子育て支援の充実を図る事とされています。

課題3への取り組みとして、待機児童の解消のため保育の受け入れ人数を増やすことや、一方で、逆に子どもが減少傾向にある地域の保育の支援などそれぞれの地域のニーズに沿った支援を行う事としています。資料3に戻って頂いて、「子ども・子育て支援新制度」について、1ページには、先ほど説明いたしました、子育てをめぐる現状と課題、新制度の目的を書いております。用語の説明をさせていただきます。「小1の壁」とは、主に共稼ぎの家庭において、子どもが保育所から小学校に上がる時、保育所では延長保育があ

るところが多く、ある程度遅い時間まで子どもを預かってもらえます。しかし、学童保育、赤穂市でいうアフタースクールなどでは午後6時までとなっています。この時に働き方の変更を余儀なくされる方が多い、というのが現状です。M字カーブにつきましては、女性の就業率をグラフで表すと、アルファベットの「M」という字に似ているので、こう呼ばれてきました。学校卒業後20歳代でピークに達し、その後、30歳代の出産・育児期に落ち込み、子育てが一段落した40歳代で再上昇する、といったことでこの30代の支援が必要ではないか、ということです。2ページには、これまで国が実施してきた取り組みの流れを記載しております。平たく説明をさせていただきます。平成元年に、いわゆる1.57ショック、合計特殊出生率の事ですが、これが人口統計を取ってからの最低値で、特別な事象とされる昭和41年の「ひのえうま」の年の1.58までも下回ったことです。これを受け、平成6年に、出生率の低下など、また、子育てを夫婦だけの問題にとらえるのではなく、国や県、市区町村をはじめ、企業・職場や地域社会を含めた10年間の取り組むべき基本的方向と重点施策を定めた計画、エンゼルプランをつくり、その後、少子化に的確に対応するため、また、子育て家庭や地域の子育て力の低下などに対応するため、平成15年に少子化対策基本法が制定され、県や市区町村及び事業主が平成26年度までの次世代育成のための行動計画を作成し、取り組んでいます。しかし、この間にも予想以上の少子化は進み、昨年8月に「子ども・子育て家庭を社会全体で支援」することを目的に、「子ども・子育て関連3法」が制定されました。すべての子どもの良質な成育環境を保障し、制度、財源を一元化して新しい取り組みを作っていこうとするものです。3ページには、3法の趣旨や主なポイントとして書いております。認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付を、施設型給付と呼んでおり、少人数での保育など多様な保育とする小規模保育や家庭的保育などを、地域型保育給付と呼んでいます。この2つの創設と地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実を図っていくものです。

それぞれの事業につきましては、このあと説明させていただきます、資料4の1ページに記載しております。ここに、該当する事業を掲載しております。5ページをお開きください。子ども・子育て家庭の状況に応じた支援策の検討として、先ほど説明させて頂いた、「地域」の課題、「質」の課題、「子育て環境」の課題、これらがすべて赤穂市に当てはまるというのではなく、国で議論されている課題です。その下に子ども・子育て家庭の状況の把握として、4つのパターンを記載しております。この様々なパターンに応じた需要の把握、つまり、現在の利用状況、これからの利用見込みを把握し、その確保方法、目標の実施年度などを記載した、平成27年度からの開始が予定されている新制度に則った、赤穂市版の「子ども・子育て支援事業計画」を策定していこうとするものです。このため、ニーズ調査の目的などを次の6ページに記載しております。

調査内容については、のちほどの議題8で説明させていただきますけれども、国が示す共通設問と赤穂市独自の設問を設けています。7ページには、子ども・子育て支援事業計画の記載事項について記載しております。記載項目として、この支援事業計画の基本理念及び作成指針を、また、国が示している必須記載事項として、教育・保育の提供区域の設定、各年度における学校教育・保育の利用者見込み量、その確保の方法、実施時期などがあります。また、任意記載事項として、掲記しています事項が考えられますが、これらの事項

につきましてはニーズ調査が終わり、支援事業計画の策定作業時に皆様に審議検討して頂く予定です。最後にこの子ども・子育て会議の役割を記載しています。特に、義務として、8ページ、1の教育・保育の利用定員、2の地域型保育事業の利用定員を定める時や、3の支援事業計画を策定するとき、又は変更しようとするときは、この会議で審議、検討することになっております。詳細については、参考資料2の「基本指針の主な記載事項」に事業計画の詳細なことが記載されております。後ほど目を通していただきたいと思います。なお、事業の推進にあたっては、市役所庁内関係課長、係長11人で、「子ども・子育て支援事業推進班」を設置し、後ほど説明いたします「ニーズ調査」の項目などを議論し、取りまとめたものを検討資料として添付させていただいております。以上です。

～会長～

資料4の赤穂市の子育て環境の現状について、説明をお願いします。

7. 赤穂市の子育て環境の現状について

～事務局～

赤穂市の子育て環境の現状について説明します。資料4の1ページをご覧ください。子ども・子育て支援事業ですが、この一覧は、この新制度で審議、検討すべき事業の一覧となっております。子ども・子育て支援法では、市町村の責務として、子ども及びその保護者に必要な、この資料の給付の区分欄に記載しています、子どものための教育・保育給付及び地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に行うこととなっております。この子どものための教育・保育給付につきましては、資料の右側の1～7までの事業であります。幼稚園、保育所、認定こども園等の施設型給付と資料の右側の8の小規模保育、9～11の地域型保育給付があります。また、地域子ども・子育て支援事業としては、右側の12～24までの事業ですが、これは子ども・子育て支援法第59条にある13事業となっており、これらにつきましてもこの子ども・子育て会議で審議、検討をお願いしたいと思います。現在、赤穂市で実施しています事業は、太字ゴシックで記載しております。1 公立幼稚園、3 公立認可保育所、11 事業所内保育（認可外）、13 延長保育事業、16 アフタースクール、17 子育て短期支援事業、18 乳児家庭全戸訪問事業、20 地域子育て支援拠点事業、21 一時預かり事業、23 ファミリー・サポート・センター事業、24 妊婦検診事業を赤穂市で実施しております。

2ページをご覧ください。2. 赤穂市立保育所の一覧と以上のようなサービスを掲載しております。特徴的な取り組みといたしましては、中段より下に記載しておりますように、乳児保育、障害児保育は全保育所で実施しています。延長保育は赤穂・塩屋・尾崎保育所で実施しております。一時預かり、キンダースクールは御崎・坂越・有年保育所で実施しています。3ページをお願いします。3. 赤穂市立幼稚園、保育所の児童数調べです。一番下の②入園所児童数の（4・5歳児）の推移を掲載しております。4・5歳児の保育所につきましては、平成15年度からはほぼ横ばいとなっておりますが、幼稚園につきましては、4・5歳児の人口減の影響もあり年々減少しております。平成25年度につきましては、市内全10幼稚園で、年少、年長児の預かり保育事業を実施するなどの結果、保育所から幼稚

園へとニーズが移行していると推測されます。4ページをお願いします。4. 就学前年齢（0歳～5歳）の人口です。平成24年度は、合計人口が前年度より31名増加しておりますが、平成15年度からの推移をみますと年々減少傾向となっております。

5ページをお願いします。赤穂市の人口についてです。（1）人口動態、アの人口および世帯数の推移をご覧ください。平成15年度からの推移を掲載しておりますが、毎年、人口は減少傾向にあり、一方世帯数は毎年増加しております。その結果、2つ目のグラフにあります平均世帯人員も平成15年度には、2.81であったのが、平成24年度では2.52と毎年低くなっており、人口の減少に加え、核家族化傾向にあることがうかがえます。一番下の表は赤穂市の平成24年度末の人口ピラミッドですが、ベビーブームなどが反映し、60歳から64歳、40歳から44歳のところが多いですが、35歳未満から大幅な減少傾向にあるという状況となっております。

6ページをお願いします。イの自然増加です。ご覧のとおり平成15年度は、出生数が死亡数を上回っておりましたが、平成16年度から死亡数のほうが出生数を上回り、死亡率と出生率の差が年々開いている傾向にあります。ウの社会増減です。これにつきましては、このグラフより以前の平成7年度から平成11年度までは転入等の数が転出等の数を上回っていましたが、平成12年度から現在に至るまで、転出等の数が転入等の数を上回り、増減率のマイナスが続いています。

7ページをお願いします。イの人口構成です。各年の人口の構成を表しておりますが、先ほどの人口推移は、人口の数を比較しているのに対し、人口構成は、その年の総人口を100として、年齢別の割合を表しています。高齢者の割合が年々増加し、15歳未満の割合が年々減少しているのが分かります。続いてウの地区別15歳未満人口です。どの地区とも7歳以上15歳未満人口が7歳未満人口より多いことが分かります。また、15歳未満人口比率を見ますと西部地区、坂越地区、有年地区が市の平均13.1%を大きく下回っています。8ページ、6市民の婚姻・離婚届出数の推移ですが、平成20年以降は、婚姻・離婚ともほぼ横ばいとなっております。7市民出生及び乳児死亡等については、出生の推移については、平成19年、20年は前年より上回っていますが、平成16年の454人から比べると減少傾向にあります。以上です。

～会長～

ありがとうございました。ただ今事務局より議題5から議題7まで一括して説明がございましたが、何かご質問等ございませんでしょうか。

～委員～

資料4、子ども・子育て支援法の適用外のところに、私立の認可保育所が入っておりますが、私立の場合市が委託する形だったと思いますが、公立と私立で支援法の適用内と外で分けている理由はありますか。

～事務局～

私立の保育所については、子ども・子育て支援法の給付の対象外でしたら、今までどお

り、私学助成から、助成があると思います。それが、公立の場合については、公立保育所として運営される場合もありますし、逆に保育所の方から学校教育の部分も一部するといような、認定こども園の方に移行する場合もあります。そういった場合で、適用範囲という形で、こういった形で分けさせて頂きました。

～委員～

私学の助成は、幼稚園ですか。保育所は、私学助成はないですか。

～事務局～

保育所についても私学助成の対象と申しあげましたが、幼稚園だけです。

～委員～

こども園にするかどうかというのは、事業所が決めることになると思いますが、その選択をしなかった場合には適用外になると思いますが、それはいいですか。

～事務局～

保育所の立場ですか。認可外の保育所については、そのまま新制度の基においても、特に施設型給付の対象とならない保育所として現状と変わることはありません。私立の認定こども園として、手続をとれば認定こども園に移行することは出来ます。

～委員～

赤穂市には私立の認可保育所はないと思いますが、もし、これから出来るような場合に、こども園にならなければ対象から外れますという事で良いのかと思います。そうすれば、施設型給付という形では受けられないという事になりますか。私立で認可をとっている保育所は給付の対象にはならないという事ですか。

～事務局～

認可外の保育所が認可の手続きをとって、私立の認可保育所になれば施設型給付の対象になります。

～委員～

適用外の所に置かなくても、施設型給付の中に入れての方が良いのではないのでしょうか。

～事務局～

私立認可保育所は、新制度では施設型給付の対象です。

～委員～

認可保育所が施設型給付を選択しなかった場合は自費で行なうという事ですか。

～事務局～

25については、私立認可保育所と書いていますが、認可外の誤りです。

～会長～

他、特にない様ですので、次に進めさせていただきます。議題8ニーズ調査の実施についてです。この調査は、平成27年度開始予定の新制度に対応する為、子ども・子育て支援計画を策定する為の基礎資料となるものです。それでは事務局より説明をお願いします。

8. ニーズ調査の実施について

～事務局～

先ほどからの説明でも触れましたが、この調査の趣旨は、子ども・子育て支援法第61条において「市町村子ども・子育て支援事業計画」を策定するものです。そこには、国の指針に即して、5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を策定することになっております。その中身につきましては、学校教育・保育の利用者の量の見込みを把握し、その確保の内容と時期などを記載することとされております。このニーズ調査の対象は、赤穂市では、小学5年生以下の乳児・幼児・児童の保護者を原則として実施いたします。配布については、小学校、幼稚園、保育所を通じて、兄弟姉妹がおられる方へは下のお子さんについて、また、小学校、幼稚園、保育園に通っていないお子さんの家庭には、抽出して、郵送で回答してもらうこととしております。それでは、資料5、5-1、5-2をご覧くださいと思います。この調査票につきましては、参考資料3の内閣府が示した調査票のイメージを基本に、本市の追加項目とでニーズ調査案を作成しており、先に庁内の推進班で議論した結果のものを添付しております。

まず、就学前児童保護者用から説明いたします。資料5の設計意図、質問をご覧ください。ここには、調査項目一覧を、左に調査項目、次に質問の内容、次に問いの番号を記載しております。その右には国が示しております調査項目に○印を、●は、必須項目となっております。独自の欄には、前回、次世代の行動計画を作成する際に調査したものを、(○)は比較ができるもので、◎につきましては、前回に指標をつくり重要とした項目です。新規としているものは今回新たに加えるものです。(小学生)は、この後程説明します、小学生児童保護者用の調査票でも質問している項目に○を入れております。資料5-1のニーズ調査票をご覧ください。表紙には、調査協力及び記入にあたってのお願い事項を、1ページには新制度の目的や考え方を記載しております。

2ページ以降が質問項目となっております。資料5と合わせてご覧ください。始めに、居住地域や家族の状況を6問、これは区域の設定や見込み量を算出する際には、重要な項目です。次の子どもの育ちをめぐる環境の把握のための質問を7から14まで、ご覧いただけたらと思います。まとめたものは、資料の頭に質問、問い番号等書いておりますので、ご確認ください。5ページには両親の就労状況の質問を、これも見込み量の算出には、重要な項目です。6ページから8ページには幼児・児童の定期的な教育・保育事業の利用状況、9ページには子育て支援事業の利用状況のアンケートとなります。10ページには土曜・休日や夏休みなどの定期的な利用希望を伺い、11ページにはお子さんが、病気の際の

対応を質問し、12ページには宿泊を伴う一時預かりの利用についての質問をしております。14ページは、来年小学校に入学される方に、放課後の過ごし方を聞いております。これについては、放課後児童クラブ等の参考にしたいと思っております。15ページには職場の両立支援制度についての育児休業給付を知っているかといった質問をしています。18ページ以降になりますが、赤穂市での子育て支援サービスについての質問となっております。

質問項目については、設計意図や、資料を見て頂いた方がわかりやすいと思っております。続きまして、資料5の2ページと資料5-2をお願いします。小学生児童保護者用のニーズ調査です。表紙、1ページについては、先ほど説明しましたとおりです。就学前児童保護者用と同じ質問が多いと思っておりますが、質問項目に選択部分で小学生用にあった施設などを入れております。違う部分を中心に説明いたします。まず、2ページの子どもの育ちをめぐる環境の項目で、就学前の質問の選択枠に放課後子ども教室、アフタースクールを入れております。そして、子育てに関して気軽に相談できる人や機関の質問などの質問内容に、4ページでは放課後の過ごし方について質問しています。6ページには、就学前にもありましたが、病気の際の対応について質問しています。7ページには一時預かりの利用について質問の内容を就学前より絞って掲記しております。8ページには両親の就労状況について質問しています。10ページは就学前と同じですが、両立支援制度についての質問は、短時間勤務や育児休暇等について質問しております。13ページは子どもの安全についてですが、赤穂市独自の質問となっております。14ページの赤穂市での子育て支援サービスについての質問も赤穂市独自の質問となっております。この問題についても、前回の次世代の進捗状況を把握する為にも、独自の質問を入れさせて頂いております。

質問その他については、保育の利用者の量や利用したい事業についての質問事項が多いと思っております。今後、計画を策定する際には、その質問結果において赤穂市にとって、どういった方向性、状況で課題があがってくるとか、そういったところを掘り下げて、これからの支援事業計画策定の際に皆さんに示させて頂いて、議論したいと考えております。

～会長～

ニーズ調査につきまして、資料5は国のものを基盤として、赤穂市独自のものを決められました。資料5-1が就学前児童保護者用、5-2が小学生児童保護者用これらについて説明がありました。ご意見ご質問ありますか。

～委員～

このアンケートは、ニーズを知る意味では大事なことだと思いますし、赤穂市独自のことをされていて素晴らしいと思って見ていましたが、就学前の間33ですが、行政の取組みに対してどう感じているかという事で項目がありますが、「豊かな心と健康な体の育成推進」というのは、一般の方は悩まれると思います。こういう事も実情として知ることは大事だと思いますが、この取組みの中の具体的な施策を2～3書いていただくと、より一層、質問の内容がわかって答えやすいのではないかと思います。どうですか。

～事務局～

設問の書き方が漠然としているのではないかということですが、次世代後期計画策定時の調査でこういった質問もさせていただいておりますので、それと整合性をという事で、保護者の方が、感じている事や足りない部分、満足している事にどちらに重きを置くか、といった事を目安として考えた文章です。具体的な施策があれば答えやすいですが、実際にアンケートをとるときに、もう少し検討したいと思います。

～委員～

就学前の問 11 ですが、楽しみと喜びを感じると同時に、不安を感じるというように、両方感じている方が一番多いと思いますが、そういう場合は、2か3に○をつける事になり、11-1か12のどちらか片方から選択する事になってしまいます。もう少し他の方法はないかと思います。

～事務局～

確かに、楽しみや喜び、生きがいを感じる反面、不安や負担を感じる方もいると思います。この質問に関しては、どちらに多く感じているか、例えば不安や負担が大きければ、11-1を選んで頂き、不安や負担を感じてはいるが、喜びを多く感じている方には12を答えて頂くよう、こういう分け方をさせて頂いています。

～委員～

問 11 が2つに分かれているから書く人が分かれてしまうので、問 11 は「どういう時に不安を感じますか」ということにしておいて、追加として、「不安を感じることはない（喜びしか感じない）」という項目があった方が、喜びや楽しみの方が大きい、不安を少しでも感じている方の書く場所が出来ると思います。そういうところのニーズも把握しておかなければいけないと思います。

～事務局～

喜びや楽しみを感じるが、その反面、不安や負担を感じる時もあるという表現でどうでしょうか。

～委員～

そう分けてしまうのではなく、少しでも不安を感じている人はいるので、そういう人にも書けるようにと考えたら、問 11 は削ってしまって、11-1を問 11 にして、「不安や負担はどのような場合に感じますか」という項目を作って、不安な部分を列挙して、最後辺りに、「不安を感じることはない」という項目があれば、書けるのではと思います。

～事務局～

今の説明で理解出来ました。確かに、そう思います。こちらは独自項目ですので、このままでよいのか検討を進めたいと思います。

～会長～

その他ご意見ございませんか、では、字句の訂正をお願いします。就学前の、問 21-1 と問 22-1 に「なん」とありますが、8 ページは漢字で「何」となっておりますので、漢字の方に訂正をお願いします。その他ご意見ございませんか。

～委員～

就学前の問 9-1、問 9-2 で、2、3 の身体的負担と精神的な負担と分けていますが、身体的負担を 2 として分けているのは何か理由はありますか。

～事務局～

分けた理由としましては、身体がしんどいのに無理して引き受けているのではないかと、子どもを見るのは大変で、常に目を離す事ができないので、そういった精神的負担があるかという事で分けさせていただいています。

～委員～

身体的負担と、精神的負担と、時間的制約は別な方がすっきりすると思います。それから、その前の 1「身体的・精神的な負担や、時間的制約を心配することなく」というのが前提で子どもを見てもらえるという事ですが、友人・知人・祖父母に対しては心配しているが、結果として、安心して子どもを見てもらっている場合が想定されるのではとあって、例えば、ある程度、子どもを見てもらうという負担もありますが、祖父母等に見てもらうことによって、家庭としてうまく回っているとか、知人、友人にお互いの子どもを預けながら、お互い負担を感じてはいるが、コミュニティーとしてはうまく回っているというような前向きに捉えている方もいると思います。そうすると、精神的負担や時間的制約を心配しない事が前提で、安心して子どもを見てもらえると捕らえてしまって、そういう心配をしたら、安心して子どもを見てもらえないのではないかという捉え方をする方もいるのではと思います。「身体的・精神的な負担や、時間的制約を心配することなく」という部分を削って、「安心して、子どもを見てもらえる」といった感じで、もっと単純化した方が、ニーズとしては、正確に捉えやすいのではと思います。

～事務局～

確かに、祖父母の「身体的・精神的な負担や、時間的制約を心配することなく」とくどくど書いていますが、結論として、全部預けて安心して、見てもらえるという表現にしております。単純にその部分を削ってというのも 1 つの手法かとは思いますが、これについては、国が示している調査票の項目と一緒にさせて頂いております。出来ればこのままにさせて頂きたいと思います。

～会長～

それでは、ご意見いただきました、就学前の問 11、問 13 については、保護者がより迷いなく回答出来る様に検討をしてください。その他ご意見ございませんか。

～事務局～

今ご指摘頂いた件については、修正しまして会長に見て頂き、出来たら年明けに、アンケート調査に入らせて頂きます。報告する事項があれば、改めて委員の皆様には報告させて頂きます。

～会長～

事務局から報告がありました様に、このアンケートは、今後のスケジュールの関係もあって、今あった意見は、最終的には事務局と協議して、会長一任とさせていただきたいと思います。承諾いただけるでしょうか。

～各委員～

(承諾の意思表示あり)

～会長～

ありがとうございます。それでは、議題9 事務スケジュールについて、事務局に説明を求めます。

9. 子ども・子育て支援事業計画策定事務スケジュールについて

～事務局～

資料6をお願いします。1ページの5月から11月までは、これまで取り組んできた内容です。12月につきましては、本日の会議、第1回赤穂市子ども・子育て会議の開催という事で、本日開催させて頂いています。今の意見を参考に、会長と相談し、1月にニーズ調査の実施、回収まで出来ればと考えております。2月には、ニーズ調査結果の取りまとめ、3月には、分析までを考えております。また、結果を出すにあたり、各施設への意向調査が必要な場合が出て来ましたら、事務局の方で会長の意向を聞き、各施設に意向調査をさせて頂く場合もあるという事で、ここに掲示しております。⑩は来年度の策定業務の検討に入るという事で、今年についても企画提案型のプレゼンテーションという形で業者に企画案を提出してもらって、そこでやり取りをして、そこで業者を決定しました。来年についても、そういった形で進めたいと思います。2ページには、25年度のスケジュール表をつけております。この会議の開催を2月に第2回と書いてありますが、ニーズ調査結果で課題や相談事項が出てきた場合、開催するとしており、それがなければ、第2回を3月にして、ニーズ調査の取りまとめ結果や分析の方向といった部分まで、説明できればと考えております。

3ページには、26年度の事務スケジュール表を記載しております。同時進行で、国の方でも子ども・子育て会議でいろんな協議を重ねております。例えば、幼稚園等の公定価格とかの結論は、審議している最中なので、赤穂市としても、国が示す基準や情報を常に見ながら県との情報交換を進め、新規事業計画を策定したいと思います。4月には、現行施設の進捗状況などを分析します。国の基準が、3月の年度末に示されると聞いていますので、それが示されれば4月以降に赤穂市の運営基準の検討をしたいと考えております。支

援計画を策定するには、委員さん以外の支援事業の団体もあると思いますので、そういったところにも聞き取り等したいと考えております。6月は、法定計画部分の検討という事で、運営基準や公定価格とか、そういった関連で、赤穂市の条例等と触れる部分が出てくると思います。それを見越して、6月にはそういう検討もする必要があるという事を考えて書かせて頂いております。7月は新計画・課題の整理、8月は支援全体の検討等、そういった形で考えております。また、並行して、運営基準の条例や認定こども園の基準や必要が出てくれば検討の必要があると考えております。9月、10月には素案をまとめまして、11月には県に報告できるよう取りまとめていきたいと思っております。10月終わりには素案を検討して、12月にはパブリックコメントを実施し、市民の意見を聞きたいと考えております。1月には、計画書を策定したいと思っております。3月には、印刷や市民への公表をする予定です。4ページのスケジュール表については、今説明した形で進めたいと思っております。一番下の子育て会議は、何回開催するかという予定です。事務の流れで、5回位は必要なのではと考えていますが、事業の進め方によってずれ込んだりしますので、そのあたりはご理解頂きたいと思っております。以上です。

～会長～

今後のスケジュールの説明がありましたが、何かご意見等はございませんか。特にないようですので、以上のスケジュールで進めていきたいと思っておりますので、ご理解・ご協力をお願いいたします。最後のその他に進みます。事務局に説明をお願いします。

10. その他

～事務局～

次回の会議については、今回、ニーズ調査が順調にいきましたら、3月の上旬位に取りまとめと文章の構成を皆さんに示させて頂きたいと思っております。今回その他で書かせて頂いているのは、子ども・子育ての会議なので、開催時間を子育てしている方の出やすい時間等に出来ればと考えております。事前に資料を作成しまして、10日前位までには委員さんに届けさせて頂いて、ある程度見て頂き、その後、この場で意見を出し合って議論をさせて頂けると思っております。時間ですが、子育てされている方は平日の午前中が比較的空いていると思っておりますが、逆に先生方が大学の講義等で詰まっている方や、学校、幼稚園の先生もいるので、原則は日中で考えて、後の日程については、会長や副会長に講義がない日等を事前に聞いて日程調整したいと思っております。2時間を目標に会議を進めさせて頂ければと思っております。3月は体制が入れ変わる前のお忙しい時期でもありますが、特に、子育ての方を中心に日程調整を進めていきたいと思っております。ご了解いただきたいと思っております。

～会長～

会議の開催日程については、事務局に充分調整していただき、委員の皆さんが全員出席して頂けますように、ご配慮ご検討をお願いしたいと思っております。他にご意見ご質問等ございませんか。そういたしましたら、本日の議事は全て終了となります。これもちまして、第1回赤穂市子ども・子育て会議、終了させて頂きます。ありがとうございました。

～事務局～

次回の開催については、正式に決定次第、資料と共にご案内させていただきます。本日は、ありがとうございました。